



## 2大ニュース

### その1

## 西山・下出法律事務所になりました

平成30年3月1日から西山・下出法律事務所となります。  
当事務所弁護士下出太平も、弁護士生活10年目を迎え、パートナー弁護士(共同経営者弁護士)となることとなりました。

### その2

## 平成30年度愛知県弁護士会副会長を務めます

当事務所弁護士西山一博が、平成30年度愛知県弁護士会の副会長を務めることとなりました。任期は、平成30年4月2日から平成31年3月末日までの1年間です。

西山が弁護士会副会長を務める任期中も、これまでどおり弁護士三人が依頼者の皆様のご相談やご要望にお応えいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

### 副会長を務めるにあたって

弁護士 西山 一博

平成10年4月に弁護士登録してから20年となりました。弁護士登録してまもなく、プロ野球選手の代理人を務め、アメリカ留学もいたしました。その後、弁護士として日々の相談や依頼業務に対応してまいりましたが、20年という節目を迎え、ひとつ違うことしてみよう、と思ったのが副会長を引き受けることにした動機です。

弁護士会は、人権問題・消費者問題・民事介入暴力対策・子どもの権利・高齢者問題・憲法問題・刑事事件・犯罪被害者対策・中小企業支援・行政連携・学校問題などなど、様々な問題への取組をしており、実はかなりの業務量があります。それを支えるのが、会長と副会長の仕事です。その一助となれるよう1年間取り組むとともに、副会長としての経験を生かし、今後の弁護士業務に役立てていきたいと思っております。

### パートナーになりました

弁護士 下出 太平

いつの間にか弁護士になって10年目になりました。当初は慣れることで精一杯でしたが、徐々に慣れてくると、また個々の案件について、別の視点で見えてくるようになり、その中で、10年目になっても、どれ一つとして力を抜ける案件などないということを感じています。

振り返れば、想像していた以上の数と種類の案件に携わり、多くの経験を積んでまいりました。今後は、この経験を生かしつつも、謙虚に、また、これまでと違うパートナーという視点からも、さらに研鑽を積んで行きたいと思えます。

今後ともよろしくお願いいたします。

ご存じですか？

# 顧問契約



「顧問弁護士」という言葉はよく耳にされると思いますが、どのようなことをするものなのか、について少しご説明いたします。

- 1 顧問契約をすると、毎月の顧問料をいただき、無料で(顧問料以外の別途費用をいただかず)法律相談全般にわたって対応いたします。したがって、電話やメール、ファックスでもできる限り対応いたします。もちろん面談でのご相談も承ります。ただし、相手方との交渉や訴訟、複雑な書類作成の依頼をうけたまわる場合は別途費用が必要となります。
- 2 比較的多い相談として、契約書のチェック、苦情・事故などの緊急対応があります。契約書については、「基本的には定型的なものだが、少し気になる点がある」とか、「自分では特に気をつくところはないが、実は問題はないか」など、様々なご依頼のパターンがありますが、メールやファックスで送っていただいた契約書に問題がないかをチェックなどいたします。また、苦情や事故などで緊急の対応や判断を求められる場合や、予約をして事務所へお越しいただく前までにできる応急措置などを、電話等で緊急にお答えすることもよくあります。
- 3 「弁護士に相談すべきことでないかも」と思っても、試しに相談していただくと、意外とお役に立てる場合もあります。事前にご相談いただくことで問題を未然に防ぐことができます。問題が起きなかったとき、「事前の対策がなかったら問題が起きていた」ということはあまり思わないものですが、問題が起きたときには後悔するものです。人事・労務などの問題においても、従業員の方との人的・心情的なことにも配慮して話を進める場合と、配慮が不足した場合とで、結果は変わってきます。また、私たちもそうですが、自分ではわからないことでも、他人から客観的にみればわかることがあります。
- 4 そのほか、社内研修やお客様向けのセミナー等の講師・講演もうけたまわっております。

お気軽にお声かけ、ご質問等いただければ幸いです。

## 西山・下出法律事務所



弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 山元 隆一郎  
TEL052-957-1106 [info@lwo.jp](mailto:info@lwo.jp) <http://www.lwo.jp>  
〒460-0002 名古屋市中央区丸の内三丁目 2 番 22 号名城ビル 6F  
執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休

